

児童扶養手当と公的年金給付・遺族補償等との併給制限の変更について

児童扶養手当は、離婚・死亡・遺棄などの理由で父または母と生計を同じくしていない児童について手当を支給する制度です。

これまで、公的年金給付・遺族補償等を受給している(できる)場合には、児童扶養手当を受給することはできませんでした。

しかし、児童扶養手当と公的年金給付・遺族補償等の併給制限が変更され、児童扶養手当よりも低額の公的年金給付・遺族補償等を受給している場合には、手続きをすることにより、その差額分の手当を受給できるようになりました。施行日は平成26年12月1日です。

■対象となる方

(1) 児童扶養手当の手当額よりも低額の公的年金給付・遺族補償等を受給している方
児童扶養手当の請求手続きにより、その差額分の手当を支給します。施行は平成26年12月分(平成27年4月払い)か

対象児童数	全部支給	一部支給
1人	41,020円	所得に応じて 41,010円～9,680円
2人	46,020円	児童1人の手当額に 5,000円加算した額
3人～	児童1人増すごとに 3,000円加算した額	

■児童扶養手当の支給月額

障害基礎年金の子の加算を受給した上で、加算額が対象児童に係る手当額を下回る場合に、手続きをすることにより、その差額分の児童扶養手当を支給します。

(2) 障害基礎年金の子の加算を受給せず、児童扶養手当を受給している児童がいる方
障害基礎年金の子の加算を受給した上で、加算額が対象児童に係る手当額を下回る場合に、手続きをすることにより、その差額分の児童扶養手当を支給します。

■手続き

児童扶養手当額と公的年金・遺族補償等の受給額を比較する必要がありますが、お心当たりの方は、まずは、こども福祉課までご相談ください。

■相談・問い合わせ先

こども福祉課
☎(52) 1114



「子育て応援 しもつけっ子プラン」についてパブリックコメントを実施します

市では、平成27年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」での事業計画等を定めるために、「子育て応援 しもつけっ子プラン」を今年度末までに策定します。

プラン作成にあたっては、子ども・子育て会議において、昨年度から6回にわたり、ニーズ調査結果や現状と課題等を基に審議が行われました。このたび、プランの素案がまとまりましたので、市民の皆様からのご意見を募集します。

子ども・子育て会議とは？
子ども・子育て支援法に基

■意見の提出方法

必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

① 郵送または持参

〒329-0594
下野市石橋552-4

下野市健康福祉部こども福祉課あて(石橋庁舎内)

② FAX

(52) 1137

☐ kodomofukushi@city.shimotsuke.lg.jp

※電話での意見提出はできません。

なお、意見提出の際には、氏名(*)、住所(*)、性別、年齢、電話番号を記載してください(*は必須事項とさせていただきます。これらが明記されていない場合は受け付けできません)。

■問い合わせ先

こども福祉課
☎(52) 1114

■資料の閲覧場所

市ホームページまたは次の場所で見ることが出来ます。

① 総合政策課(国分寺庁舎2階)

② こども福祉課(石橋庁舎1階)

③ 市民課南河内窓口(南河内図書館2階)

※閲覧時間は土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

■意見の募集期間

12月5日(金)～25日(木)

※郵送、FAX、電子メール、直接持参のいずれの場合も12月25日(木)午後5時15分まで(必着)